

(会則内規-1)「会員の死亡」に関する弔意規程の改定内容

現 行	改 定	備 考
(会員の死亡に対する弔意の表記方)	(会員の死亡に対する弔意の表記方)	
1.御香典(御靈前)10,000円(JTBグループOB・OG会中部支部一同名)	1.現行通り	
2.弔花1対、または一基(JTB社長名)	2.現行通り	
3.弔花1対、または一基(JTBグループOB・OG会中部支部一同名)	削除	弔花をJTB社長名のみとする為
4.弔電(JTB社長名、JTBグループOB・OG会中部支部一同名)	3.弔電(JTB社長名)	弔電をJTB社長名のみとする為
5.家族葬や、諸事情により参列が難しい場合、御香典(御靈前)は郵送する。	4.現行通り	
6.上記1～5の対応は、逝去の連絡や確認が葬儀前の場合とする。	削除	逝去の連絡や確認が葬儀後となった場合も御香典(御靈前)を郵送する為
(附則)この内規は2021年6月24日から適用する。	(附則)この内規は2025年4月1日から適用する。	
(その他)	(その他)	
①逝去の連絡や確認が葬儀終了後となった場合は、上記の「弔意の表記」はできかねます。	削除	逝去の連絡や確認が葬儀後となった場合も御香典(御靈前)を郵送する為